

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
外務大臣 岡田克也 殿

ミャンマー（ビルマ）民主化にむけての日本政府の主導的役割を求める要請書

要請の趣旨

日本政府に対し、ミャンマー（ビルマ）の総選挙の実施が年内に予定されている事態にあたり、ビルマの民主化及び人権保障の早期実現に向け、主導的役割を発揮すること、具体的には、ビルマ軍事政権に対し、以下のことを強く働きかけること、

- ① 2010年に予定されている総選挙の相当期間前に、アウンサンスーチー氏を含むすべての政治犯を釈放し、すべての民主化勢力・民族グループが迫害を受けることなく総選挙に参加し、自由な活動ができるようにすること
- ② 少数民族への迫害・攻撃を停止すること
- ③ すべての選挙人、政治犯、利害関係者の参加を保障した、自由、公正、透明な選挙を保障するための選挙法を制定すること
- ④ 2008年に国民投票に付された憲法の改正について、民主化勢力及び民族グループとの交渉のテーブルに着くこと

さらに、近隣諸国を含む国際社会にも共同歩調の行動をとるよう働きかけることを要請します。

要請の理由

1 現状

ミャンマー（ビルマ）では、軍事政権による民主化運動弾圧、少数民族の迫害など過酷な人権侵害が続き、民主化を求める声が封殺されています。¹

ビルマ軍政は2008年、民主化勢力の声を無視して新憲法案を起草、サイクロン被災の最中に国民投票を強行し、独自の「民政移管のプロセス」の一環として、2010年に総選挙を行う旨発表、最近の報道では、総選挙は今年10月にも実施される予定とされています。²

この総選挙が民主化勢力、少数民族などすべての当事者に開かれ、選挙の自由が完全に保障された状況で行われたい限り、これを民主化への道と評価することは到底できません。民主化勢力を排除した、かたちだけの総選挙は、独裁と人々の苦しみを永続化させることにつながります。

ところが、総選挙については、いまだに選挙期日も選挙法の制定もなされず、アウンサンスーチー氏や政治犯の被選挙権を排除した憲法条項も、表現や選挙活動を抑圧する立法も有効なままです。

先日、NLD副議長ティンウー氏が釈放されましたが、アウンサンスーチー氏や2000人も政治犯全員の釈放が選挙前に実施される目処はまったく立っていません。こうした状況のまま総選挙の強行を傍観するのか、ビルマ民主化に対する日本を含む国際社会の役割が問われています。

2 ビルマ民主化勢力の提案

NLDを含むビルマ民主化・民族団体勢力など11団体は、昨年、この総選挙が迫る状況下にあたり、別紙の「**国民和解の提案**」（英文全文）を採択・公表しました。これは、NLDなど、ビルマ内の主要な民主化を求める運動

¹ ビルマの人権侵害については、日本政府も支持した2009年12月採択の国連総会決議(A/RES/64/238)にも詳細に指摘され、強く非難されている。別紙HRN報告書参照。

² 朝日新聞1月7日報道、<http://www.asahi.com/international/update/0107/TKY201001060449.html>

由・公正に行われることを強く期待する」(1月17日)など、ビルマ 総選挙への期待を繰り返して表明してきました。私たちはこれを評価するものですが、これだけでは十分とはいえません。

未だ選挙の日程も公表されず、政治犯釈放の目処も立っていない現状に強い懸念を表明し、政治犯釈放や全ての勢力の参加が実現されない選挙は国際社会から認められない旨明確に表明し、アセアン、中国にも共同歩調を積極的に呼び掛けるなど、さらなる積極的な外交努力をすることが緊急に求められています。

4 1990年の総選挙の結果を無視した軍事政権の独裁下にあるビルマ においては、この20年間の間、軍事政権による抑圧と少数民族への攻撃・迫害が絶え間なく繰り返され、平和や安定からはほど遠い状況が続いています。このようビルマ の状況を改善し、すべてのビルマ 市民が平和と安定の下で健康で文化的な生活を送れるようにするためには、民主的に選ばれた正当な政府によるガバナンスが実現することが不可欠です。

民主化勢力及び民族団体の総意に基づく「国民和解の提案」はこうした状況を踏まえ、真にビルマ の未来を人々のためのもとするため、今回の提言に至っています。ビルマ の将来が希望に満ちたものとなるためには、軍事政権は、民主化勢力・民族団体の要望を尊重し、対話のテーブルに着くことが不可欠です。

日本政府には、公正な選挙と民主化移行のために、民主化勢力、民族団体の意向を十分に尊重し、すべての当事者が自由かつ恐怖なく参加できる、公正な選挙が実現されるよう、国際社会とりわけアジア各国と連携してビルマ 軍政に強く求め、民主化を推進する主導的な役割を果たされるよう期待し、ここに要請します。

2010年2月10日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

民主勢力・民族団体が発表した、「国民和解の提案」 「Proposal for National Reconciliation」の全文(英文)は、
<http://www.ncgub.net/NCGUB/mediagallery/download85d1.pdf?mid=20091023154306771> を参照してください。



Human Rights Now

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

info@ngo-hrn.org

〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目20番6号丸幸ビル3階

電話 03-3835-2110 ファックス 03-3834-2406

理事長 阿部 浩 己

事務局長 伊藤 和子

要請の背景

1 ミャンマー(ビルマ)では1988年3月に始まった民主化運動が同年9月に権力を掌握した軍事政権により弾圧され、軍事政権はアウンサンスーチー氏率いるNLDが圧勝した1990年の総選挙の結果にもかかわらず、民主化勢力への政権移譲を拒み続けている。

軍事政権による権力掌握後、ミャンマー(ビルマ)においては、民主化を求める平和的な行動がことごとく弾圧され、多数の民主化活動家たちは政治犯として収容され、集会・表現の自由は否定されてきた。民主化勢力のリーダーであり、ノーベル平和賞受賞者のアウンサンスーチー氏も何ら正当な理由がないまま長年に亘り自宅軟禁の状態におかれ、行動の自由を奪われ続けているほか、2000人以上が政治犯収容所に拘束されている。また、軍政による少数民族に対する迫害、攻撃、レイプ、拷問、強制労働などの人権侵害は後を絶たず、「人道に対する罪」を構成するとの裁判例もある。⁴

2 2007年8月、軍事政権による燃料価格・日用品価格の大幅引き上げ発表に端を発して、民主化を求める僧侶・市民らの軍事政権に対する抗議デモがミャンマー(ビルマ)全土に拡大したが、軍事政権は、残忍な武力弾圧に乗り出し、平和的な抗議を続ける僧侶・市民らに発砲し、日本人ジャーナリスト長井健司氏も射殺されるなど、多くの犠牲者が出た。⁵

国連人権理事会は、2007年10月2日開催の第5特別会期に、ミャンマー(ビルマ)の人権状況に関する決議を採択し、武力弾圧に強い遺憾の意を示すとともに、人権侵害行為の停止を求め、全ての表現、平和的集会、結社の自由への制限をなくすよう求め、2007年の武力弾圧で逮捕された全ての者の速やかな釈放とアウンサンスーチー氏を含む政治犯の釈放、民主化勢力との対話を勧告した(日本も賛成)。⁶しかしながら、この勧告のひとつたりとも実施されていない。

3 軍事政権は2008年5月10日と24日の両日、憲法国民投票を強行し、同月26日、この国民投票によって、軍事政権の提案した憲法が投票率98%、賛成92.48%で承認されたと発表した。

しかし、この国民投票はミャンマー(ビルマ)市民のほとんどに、新憲法の内容を知る機会を与えないまま、新憲法に反対する勢力の表現の自由・活動の自由を一切奪ったまま、サイクロンの被災という異常事態のもとに強行されたものであり、正当性は認められない。内容も知らされないまま賛成票を投ずるよう政権から命じられて投票するに至った、との報告がいくつもある。

また、この新憲法制定は軍事政権の独断によるものであり、民主化勢力は選定過程から完全に排除された。そして憲法の内容は、民主主義、人権と相いれないものである。新憲法の問題は、定員440名の議会中、4分の1にあたる110人が軍により任命されること、基本的人権は国家秩序と現行法の範囲でしか保障されないこと、外国人と結婚した者や刑事罰を受けた者は被選挙権がないとして、民主化指導者アウンサンスーチー氏や収容されている政治犯を含む民主化勢力を総選挙のプロセスから完全に排除するものであること、など枚挙にいとまがない。

4 しかし、軍政は、この国民投票により憲法は承認されたものとして、2010年に新憲法に基づく選挙を実施しているとしている。

新憲法では人権保障がうたわれているものの、民主化勢力への過酷な弾圧は続いている。それは、憲法が、人権は「法律の範囲内で」保障されると定めるに過ぎないため、民主化勢力の表現、集会、結社の自由を弾圧する過酷な弾圧立法が、新憲法強行後も変わらずに生き残り、抑圧に依然として使われ続けているからである。

⁴JOHN DOE v. Unocal, United States Court of Appeals for the ninth circuit <http://asialaw.tripod.com/database/unocal5.html>

⁵HRN 報告書 <http://hrn.or.jp/activity/08burma.pdf>

⁶<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/specialsession/A.HRC.RES.S.5-1.pdf>

2008年11月11日、軍事政権は、2007年の8月～9月の抗議運動を主導した主要な民主活動家少なくとも23名に懲役65年という事実上の終身刑を言い渡した。懲役65年を宣告されたのは、ミンコーナイン氏を含む、いわゆる88年世代(1988年の民主化運動に担った当時の学生)の民主化活動家であった。⁷

これ以外にも2007年の民主化運動に関わった人々が多数長期の懲役刑を宣告されている。

さらに、軍事政権は、民主化運動のリーダーであるアウンサンスーチー氏に対し、2009年5月にインsein収容所に連行、自宅軟禁の条件に違反したとして訴追し、8月には有罪判決を下して、自宅軟禁を継続している。

そもそも、アウンサンスーチー氏に対する自宅軟禁そのものが恣意的拘禁として国際社会から強く批判されてきたのに、その軟禁の条件違反を理由に刑事罰を科すという軍政の暴挙は、国際社会のさらなる批判を浴びている。

最近の報道によれば、軍政がアウンサンスーチー氏の年内釈放に言及したとされるが、その時期は、総選挙が予定される2010年10月以降であるとされている。⁸

軍事政権は、2010年2月、拘留期限が終了したNLD副議長ティンウー氏を釈放し、国際社会はこれを歓迎したものの、未だに2000人もの政治犯が政治犯収容所で劣悪な環境のもと拘束され続けている。国際社会の歓心を得るために象徴的な「釈放」を行うのはミャンマー(ビルマ)軍政の常套手段である。「一握り」「一人」の釈放は、政治犯への抑圧の全体状況にはいささかの变化ももたらしていない。

5 2008年と2009年、国連総会はミャンマー(ビルマ)に関する決議を採択しており、日本もこれに賛成している。⁹

2009年国連総会決議は、アウンサンスーチー氏と2000人におよぶ政治犯の即時、無条件釈放(2、3項)、アウンサンスーチー氏を含むすべての民主化勢力、民族グループとの間で、民主化移行、国民和解のために対話する措置を即時に講ずること(4項)、自由、公正、透明ですべての当事者が参加する選挙の実施のため、すべての選挙人、政治犯、利害関係者が参加できる選挙法を制定すること(5項)、集会、結社、表現、移動の自由の保障(6項)、民主化勢力を排除して制定された憲法およびすべての法律につき、国際人権法への適合性を透明で包括的に再検討すること(8項)、停戦合意と国際人権・人道法の遵守、民間人保護、少数民族への攻撃停止(11、12項)などを求めている。

6 2009年、ビルマ連邦国民連合政府(the National Coalition Government of the Union of Burma)、ビルマ連邦国民評議会(the National Council of the Union of Burma)、ビルマ少数民族国民評議会(the Ethnic Nationalities Council)、ビルマ女性連盟(the Women's League of Burma)、ビルマ民主主義フォーラム(the Forum for Democracy in Burma)、ビルマ学生青年フォーラム(the Students and Youth Congress of Burma)、ビルマ民族青年会議(the Nationalities Youth Forum)並びにビルマの市民社会を代表する政党(National League for Democracy)などが、「**Proposal for National Reconciliation**」(国民和解への提案)を発表した。

これは、「我々は異なる政治的機関の代表として、「国民和解」が今日のミャンマー(ビルマ)が必要とする第一条件であると信じている。国民和解を実現することで我々は一つの国家として結束することができる」とし、国民和解のための提案を共同して行ったものであり、民主化の推進と内戦の終結のための前提条件を提示し、軍政との間で対話による平和的な民主化移行を求めている。そして、国際社会に対しても民主化勢力・民族団体の総意を明らかにし、その役割を求めたものである。

「**Proposal for National Reconciliation**」の全文(英文)は、

<http://www.ncgub.net/NCGUB/mediagallery/download85d1.pdf?mid=20091023154306771> を参照されたい。

以上

⁷ <http://hrn.or.jp/activity/area/cat2/6520081121/>

⁸ http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=17651

⁹ <http://www.un.org/News/Press/docs/2009/ga10909.doc.htm>

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/629/96/PDF/N0962996.pdf?OpenElement>